

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年5月1日

垂井町長 早野博文

令和8年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,242,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 県支出金		788,611	960	789,571
	2 県補助金	358,397	960	359,357
19 繰越金		200,000	1,040	201,040
	1 繰越金	200,000	1,040	201,040
歳入合計		10,240,000	2,000	10,242,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 教育費		1,059,656	2,000	1,061,656
	5 社会教育費	305,418	2,000	307,418
歳 出 合 計		10,240,000	2,000	10,242,000

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				一般財源 千円
				特		地方債 千円	その他 千円	
				国庫支出金 千円	定			
10 教育費	1,059,656	2,000	1,061,656	960	0	0	0	1,040
歳出合計	10,240,000	2,000	10,242,000	960	0	0	0	1,040

2 歳 入
1 5 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 商工費県補助金	千円 210	千円 960	千円 1,170	2	観光費県補助金	千円 960	千円 ストーリーでつなぐ岐阜県観光推進補助金
計	358,397	960	359,357				

1 9 款 繰越金
1 項 繰越金

1 繰越金	200,000	1,040	201,040	1	繰越金	1,040	前年度繰越金
計	200,000	1,040	201,040				

3 歳 出

10 款 教育費

5 項 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額 千円		
				国庫支出金 千円	地方債 千円				その他 千円	
4 文化財保護 費	104,281	2,000	106,281	960		1,040	12 委託料	2,000	竹中半兵衛公ゆかりの甲冑展示業務委託料 千円	
計	305,418	2,000	307,418	960	0	1,040				